

【 土砂災害対策について 】 R4. 3 予算特別委員会

一 土砂災害対策について

水害や土砂災害など自然災害に備え国土強靱化の取組を推進するため、現在、『5カ年加速化対策』を進めているところであり、道においても強靱化対策にしっかりと取り組み、ハードとソフトの両面から、道民の生活や社会経済活動を支えることが重要であると考えます。

そこで、土砂災害対策について順次伺っていきます。

(一) 土砂災害警戒区域等の指定状況について

はじめに、本道における土砂災害警戒区域等の状況について伺います。

(答弁：河川砂防課長 高橋浩揮)

・本年 3 月 15 日現在、警戒区域等の指定を要する区域 11,804 区域のうち、11,196 区域の指定が完了、進捗率 95%。

(二) 区域指定の見直しについて

道内では、土砂災害警戒区域等の指定が 95%まで進んでいるとのことですが、残りの区域についての指定見直しはどのようなになっているのか、伺います。

(答弁：河川砂防課長 高橋浩揮)

・本年 3 月 15 日現在、未指定の区域 608 区域、うち 386 区

域は、今月中の指定に向けて手続きを行っている。

- ・残る区域も順次、説明会を開催、市町村に意見照会を行うなど、引き続き、早期の指定完了に向けて取り組む。

(三) 住民への周知について

指定後は速やかに住民に周知し、防災意識の向上を図っていくことが大事であり、市町村はハザードマップを作成し配布していると承知していますが、より迅速な避難を促すためには、日頃より土砂災害による危険な箇所を住民にしっかり認識してもらうことが重要と考えます。

そこで、住民への周知についてどのように取組んでいるのか伺います。

(答弁：河川砂防課長 高橋浩揮)

- ・道では、市町村への支援の取組として、ハザードマップの作成が容易に可能となるシステムを構築、提供。
- ・地域住民への周知の取組として、警戒区域等の情報を示した標識の設置、防災講演会の開催など、引き続き、市町村などと連携しながら、土砂災害に対する理解の向上に努める。

(四) 砂防施設の整備について

これまで土砂災害警戒区域の指定などについて伺ってきましたが、土砂災害による被害を軽減するためには、砂防施設などの整備も重要と考えます。

国では、国土強靱化のため、平成30年度から『3か年緊急対策』、そして令和3年度から『5か年加速化対策』を進めているところですが、道ではこの間、土砂災害にどのような施設整備を行ってきたのか伺います。

(答弁：河川砂防課長 高橋浩揮)

- ・道では、近年災害が発生した箇所、要配慮者利用施設などが立地する緊急性の高い箇所を優先。砂防施設や法面などを整備。
- ・平成30年度からは、国土強靱化を推進する観点から、緊急対策や加速化対策の予算も活用し、重点的に整備を進めている。

(五) 今後の対策について

これまで土砂災害対策の取組に関し伺ってきましたが、近年、気候変動の影響と考えられる記録的な大雨などにより、全国各地で多くの土砂災害が発生しています。

こうした土砂災害そのものは防ぐことはできませんが、ハードとソフトの両面から対策を進めることで、その影響を最小化することが重要と考えますが、道として、今後、土砂災害対策についてどのように取組んでいくのか伺います。

(答弁：建設部長 北谷啓幸)

- ・近年、全国的に大規模な土砂災害が発生しており、本道においても崖崩れによる建物の損壊といった被害が発生し、土砂災害への対策の重要性が高まっている。
- ・砂防施設などの整備とともに、土砂災害の危険性や避難の重要性などの周知に取り組んできた。
- ・引き続き、土砂災害に対する理解の向上や、整備に必要な予算の確保に努め、安全で安心な暮らしが守られるよう、ハード・ソフトが一体となった土砂災害対策を推進する。